

「第2次富士見市環境基本計画改定案」に対する意見募集の結果について

平成30年 3月26日
環 境 課

富士見市は「第2次富士見市環境基本計画改定案」に対する意見の募集を、平成30年1月15日から平成30年2月14日まで行いました。その結果、59件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- ・ 募集期間 平成30年1月15日～平成30年2月14日
- ・ 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ、市内公共施設
- ・ 意見提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メール

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
1	【全体】本計画案の各項目が新規計画なのか、継続計画なのか、継続計画のものはそのうち拡大・縮小・現状維持のどれなのか、区分を記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、計画を作成する際の方法として有効な方法の一つであると考えていますが、本計画は、基本計画という性格上、より多くの方に計画内容を見やすく、また、親しみやすくするよう、理解していただきたい部分を分かりやすく表記することを念頭に作成しています。 また、今回は、第2次計画期間内(平成25年度～平成34年度)の中間見直しを行ったものため、基本的には継続的な施策や取り組みが内容となっています。 なお、今回改定を行う「第2次富士見市環境基本計画」につきましては、広く市民の方々にご理解をいただくため、今後、「まちづくり講座(出前講座)」等を通じ、ご説明をさせていただく機会を設けてまいります(以下、番号2～6、9、13～15、17、19、22、24、25、27～36、38、39、48～50、52も同様の考え方とさせていただきます。)
2	【全体】本計画案の各項目が法令による計画なのか、自主的計画なのか、区分を記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	一つの取り組みの中でも市民・事業者・行政それぞれの立場によって、法令規制を受けるものと受けないものがあることから、上記1と同様、記載しないこととしています。
3	【全体】本計画案の各項目に数値目標を記載した方がわかりやすい。数値化が難しい項目でも、具体的な目標や期日を記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	本計画は、上記1のとおり環境の保全及び創造に向けた基本計画(指針)を示すものであるため、数値化の可能なものと難しいものがあると考えています。数値目標については、引き続き、「基本方針(12)みんなで計画を実行し、評価しよう(①具体的な目標の設定(P64))の中で具体的な内容を検討していきたいと考えています。

4	【全体】本計画案の各項目に担当する部署を記載した方がわかりやすい。複数の部署が関わっている項目でも、複数の部署を記載した上で、それぞれの部署が管轄している部分を記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	自然環境の保全、生活環境の改善など、多岐にわたる環境施策を推進するためには、担当課ごとに取り組むのではなく、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から環境を考え、取り組むことが重要であると考えています。 なお、行政の取り組みは、「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」が調整を行い、関係部署に周知を行ってまいります。
5	【全体】検討事項となっている箇所については、いつまでに行うのかを記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	検討事項となっている箇所については、他の取り組み状況を踏まえながら随時検討を行い、本計画の計画期限である平成34年度までに終了したいと考えています。 なお、本計画に基づく環境施策の推進状況を年次報告書(「富士見市の環境」)として取りまとめ、市ホームページ等に公表してまいります。
6	【全体】連携強化となっている箇所については、具体的に何を行うのかを記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	わたしたちのまわりを取り巻く環境は日々変化していくことから、富士見市環境施策推進市民会議等の中で協議し、その時点時点における適切な連携を図っていききたいと考えています。
7	【全体】「湧き水」と「涌き水」の2種類の記載があるが、「湧き水」に記載を統一した方がよい。	ご意見のとおり修正します。	ご意見のとおり修正いたします。 ※「湧き水」に統一
8	【全体】地域防災計画と重なる部分もあるため、パブリックコメントのタイミングを合わせた方がよい。環境・防災ともに複合的に計画でき、相乗効果も期待できるため。	貴重なご意見として承ります。	環境施策を推進することが結果として地域防災の一助につながるかと考えていますが、両計画において対象とする範囲・内容は大きくことなることから、パブリックコメントのタイミングを合わせることは難しいものと考えています。 なお、計画の推進に当たっては、両計画の連携を図りながら実施していきます。
9	【全体】周辺自治体(ふじみ野市、三芳町、志木市、新座市、朝霞市、和光市、川越市等)の環境基本計画も参考にしているようであれば、記載した方がわかりやすい。富士見市は典型的なベッドタウンであり、富士見市内だけでは完結しないため。	原文のとおりとします。	計画案については、現行計画を踏まえ、富士見市環境審議会、富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会等の審議を経て策定いたしました。 なお、広域的な取り組みについては、国・県・近隣の地方公共団体と連携することとしています。
10	【全体】本計画を読んで感じた事は、資料としては大変良くまとまっていると思います。担当者の努力に敬意を表します。しかし、富士見市の熱意が全然伝わってこない。どのような富士見市にしたいのか、それを実現するためにどのように取り組んで実行しているのか。ただ今注目され、取り組んでいかなければならない「環境問題」に対して消極的に仕方なく行っているように思われてならない。「環境にやさしい都市宣言」の中の5項目を小さな事からコツコツと具体的に行政・市民・事業者(企業経営者・農業従事者)が一体となって進めていかなければならないと感じる。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	近年、地球温暖化問題をはじめ、地球規模で対応を求められる環境問題が複雑化・多様化している中、環境問題は、わたしたち一人ひとりの日常生活におけるエネルギー使用などによる環境への負荷も多大な影響を及ぼしており、その解決に向けて一人ひとりが環境問題を自らの問題ととらえ、関心を持ち、気づき、身近なところからできることを行動することが重要であると考えています。 市といたしましては、本計画を一つの契機として、本市の望ましい環境像である「いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見」を目指し、より一層「市民・事業者・行政」が環境問題に関して共通認識を持ち、協働・連携しながら各種施策や取り組みを進めていきたいと考えています。

11	<p>【全体】私が富士見市の環境への取り組みに対して関心を持ったのは、定年退職をして家にいる時間が多くなり、「ちょっとおかしいな」と気になる事が増えたことです。行政・市民・事業関係者(農業従事者・企業・商業・飲食業全て)の「環境に対する意識」が低いと感じたからです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝、昼、夕方とものを燃やして臭気・煙が市に漂っていること ・犬の散歩時には犬のフンやたばこの吸殻が無数に落ちていると感じる ・歩行中の喫煙者が多い ・道路に隅にはゴミや枯れ葉がたまっている ・各家庭の植木のはみ出し ・駐車場(スーパー、飲食店)でのアイドリングが多い <p>とあげればキリがないが、すぐに取り組めば改善できる点が多々あると思われ ます。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	市といたしましても、引き続きマナー啓発や相談対応などを行っていきますが、基本的な考え方としては、上記10と同様に、より一層「市民・事業者・行政」が環境問題に関して共通認識を持ち、協働・連携しながら各種施策や取り組みを進めていくことが大切だと考えています。 なお、ご意見のあった内容については、今後、計画を推進する中で貴重なご提案として参考とさせていただきます。
12	<p>【全体】 「湧水」という言葉がなければ、農地や川のある他の自治体でも、利用できる環境基本計画(案)になっております。 ひたすら成長を追い求めてきた社会観や経済観から離れ、我が国の経済状況を考え、地方公共団体のありようについては、戦略的に小さくなる発想が求められると思います。大型開発などを持ち出す前時代的発想と切り替え、真摯に市民と作り上げる地方創生が必然ではないでしょうか。市民の持っている知識・経験に対して、それを有効に活かし尊重し依頼し、市役所のみなさんと協働することを、重要視しなければもったいないと思いますがいかがでしょうか。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	本計画は、環境分野に関する上位計画として、まちづくりを進めていくための最上位計画である「富士見市総合計画」を環境面から補完し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。本計画の推進に当たっては、より一層「市民・事業者・行政」が環境問題に関して共通認識を持ち、協働・連携しながら各種施策や取り組みを進めていきたいと考えていますが、ご意見のあった内容のうち、まちづくりの視点に関する部分は、富士見市総合計画などの中で慎重な審議を行う必要がありますので、所管課に情報提供し、検討を働きかけていきたいと考えています。
13	<p>【P5】第1章6(2) 自然環境の範囲にある森林と里地里山との違いがわかりにくい。富士見市内での森林とは、具体的にどここの場所を指すのか記載した方がわかりやすい。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	森林も里地里山も、自然環境の範囲の代表的なものとして掲出させていただきました。 なお、里地里山は注釈のとおり地域概念であり、富士見市における森林は一定規模以上の社寺林、斜面林等が該当すると考えています。
14	<p>【P5】第1章6(2) 生活環境の範囲には土壌や地盤、光害が含まれていない。意図的に含めていないのであれば、理由を記載した方がわかりやすい。</p>	原文のとおりとします。	生活環境の範囲は幅広いものであるため、より多くの方が特に理解しやすいと思われる代表例を掲載させていただきました。 なお、ご意見のあった内容については、「基本方針(9)健全な生活を送ろう(①身近な生活環境の保全(P58))」や「基本方針(6)里地里山を守り育てよう(④環境配慮型農業の推進(P50))」の中で対応を図ってまいります。
15	<p>【P11】第2章2(2)3) 社会資本整備にあるららぼーと富士見が出来たことによる駅の乗降客数が大きく伸びたとあるが、そのことが環境とどのような関係があるのか記載した方がわかりやすい。</p>	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	「ららぼーと富士見」の開業による環境との関係については、短期的影響を受けるもの(ゴミ排出量等)もありますが、中長期的な視点に立って判断すべき事項も多いことから、次期計画の策定の際に参考とさせていただきます。 なお、駅の乗降客数は、環境の基盤となる情報の一つとして掲載させていただきました。
16	<p>【P11】第2章2(2)3) 社会資本整備にある公共下水道は、普及率だけでなく接続率も記載した方がわかりやすい。普及率だけでは環境保全に対する効果がないため。</p>	原文のとおりとします。	計画案では、「水洗化率」をご意見のあった内容と同義語として取り扱っております。

17	【P11】第2章 2 (2) 3) 社会資本整備にある公共下水道は、雨水と汚水の分流式率を記載した方がわかりやすい。合流式率が高ければ環境負荷になるリスクが高くなるため。	原文のとおりとします。	本市の公共下水道は分流式のみとなっています。 なお、資料編に「用語の解説」として分流式と合流式を掲載させていただきます。
18	【P12】第2章 2 (2) 3) 公園・緑地の状況は、面積の合計を記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとします。	ご意見のあった内容については、「公園・緑地の状況 (P12)」の中で都市施設の区分ごとに合計面積を記載しております。
19	【P13】第2章 2 (2) 4) 温室効果ガスの排出量は、算出方法を記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、技術的な内容を含むものであるため、資料編に「温室効果ガスの算定方法」として掲載させていただきます。
20	【P13】第2章 2 (2) 5) ごみ排出量は、県内第3位、40市中第1位とあるが、ベストのことが、ワーストのことが記載した方がわかりやすい。ワーストのことであれば、特に努力しなければならない項目になるため。	ご意見の内容を踏まえ、修正します。	記載内容について、「県内第3位、40市中第1位」を「県内第3位、40市中第1位の少なさ」に修正させていただきます。
21	【P13】第2章 2 (2) 5) ごみ排出量は、資源ごみを含むのか、含まないのかを記載した方がわかりやすい。資源ごみの場合、リサイクル率も記載した方がわかりやすい。	ご意見の内容を踏まえ、文言を追加します。	リサイクル率については説明を追加いたします。 なお、計画案の記載・グラフは資源ごみを含むものとなっています。
22	【P14】第2章 2 (3) 1) 湧き水を生活用水や災害時における水の確保として活用している事例があれば記載した方がわかりやすい。身近に感じていない市民が多いと思うため。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	現在、湧き水が個人的な農業用水や生け簀利用として活用されていることは把握していますが、災害時等の幅広い活用方法については、今後、計画を推進する中で検討してまいります。
23	【P14】第2章 2 (3) 1) 斜面林の用語解説は特定な書き方をせずに記載した方がわかりやすい。斜面林は武蔵野台地と荒川低地をつなぐ斜面に限った樹林ではないため。	ご意見の内容を踏まえ、修正します。	記載内容について、「武蔵野台地と荒川低地とを」を「富士見市においては武蔵野台地と荒川低地とを」に修正させていただきます。
24	【P16】第2章 2 (3) 3) 気象に関するデータを記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとします。	「年間平均気温」及び「年間降水量」については、計画案でお示したとおり大きな変動もなく、また、近年問題となっている「気温の季節変動」と「集中豪雨の増加」との関係性を直接的に表すことができないことから、気象に関するデータは記載しておりません。
25	【P16】第2章 2 (3) 3) 大気質や水質等の観測データは、富士見市及びその周辺の国や県のデータもあるはずなので、それらも記載した方がわかりやすい。富士見市の全体像が見えやすくなるため。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	大気質・水質ともに良好な環境状況を維持していることから、本市のデータのみを掲載しておりますが、本市の全体像を示す方法として、ご意見のあった内容は有効な方法であるため、今後、計画を推進する中で参考としながら対応を図ってまいります。
26	【P17】第2章 2 (3) 3) 柳瀬川のBODはH25年度とH26年度で環境基準をオーバーしているの、環境基準を満足しているという表現にはせず、オーバーした理由等を記載した方がわかりやすい。	ご意見の内容を踏まえ、文言を追加します。	平成25・26年度の柳瀬川における環境基準超過の要因を注記として追加いたします。
27	【P19】第2章 2 (4) 1) 基本目標①及び関連する箇所：緑地農地の保全、湧水の保全、水害対策等は、国土交通省が策定し、富士見市も構成メンバーである柳瀬川流域水循環マスタープラン(現在、新河岸川流域に拡大検討中)に関わる項目も記載した方がわかりやすい。富士見市の全体像が見えやすくなるため。	原文のとおりとします。	現行計画の推進状況について、主な取り組み実績(平成25年度から平成28年度まで)を確認するとともに、課題・問題点を明らかにし、今後の施策に向けた評価をまとめた表であるため、記載のとおりといたします。 なお、ご意見のあった内容については、今後、計画を推進する中で参考とさせていただきます。
28	【P19～20】第2章 2 (4) 1) 基本目標①及び関連する箇所：水辺環境の保全では、親水整備と生態系保全は区別して記載した方がわかりやすい。親水整備は必ずしも自然環境の保全になるとは限らないため。	原文のとおりとします。	上記27と同様の考え方とさせていただきます。

29	【P20】第2章 2(4)1 基本目標②及び関連する箇所:花植え・屋上緑化・壁面緑化等は、自然分布している植物(在来種)であれば問題ないが、園芸種等を植栽するのであれば、環境基本計画に記載しない方がよい。ヒートアイランド対策や省エネルギー対策であれば、遮熱塗料や遮熱フィルムを使用する方法もある。	原文のとおりとします。	上記27と同様の考え方とさせていただきます。
30	【P20】第2章 2(4)1 基本目標②及び関連する箇所:水害対策では、排水路(U字溝・マス・樋管等)の清掃の重要性も記載した方がよい。排水路の排水が上手くいかないと内水氾濫の原因となるため。	原文のとおりとします。	上記27と同様の考え方とさせていただきます。
31	【P22】第2章 2(4)1 基本目標④及び関連する箇所:市民・事業者参加型環境調査は、市役所が主催で実施するのか、また具体的な検討はどのようにするのか記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとします。	上記27と同様の考え方とさせていただきます。
32	【P22】第2章 2(4)1 基本目標④及び関連する箇所:富士見市役所自身が環境マネジメントシステム(ISO14001やエコアクション21等)の導入の有無を記載した方がわかりやすい。まだ導入していないのであれば、導入を計画した方がよい。富士見市役所でPDCAや環境マネジメントシステムが出来ていないのに、エコアクション21を事業者に支援するのは説得力がないため。	原文のとおりとします。	上記27と同様の考え方とさせていただきます。
33	【P22】第2章 2(4)1 基本目標④及び関連する箇所:各部署が行っている環境関連業務は、年度報告時に実績と計画を提出してもらうとよい。PDCAがまわりはじめるため。	原文のとおりとします。	上記27と同様の考え方とさせていただきます。
34	【P22】第2章 2(4)1 基本目標④及び関連する箇所:環境保全活動団体への支援とは、具体的には何かを記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとします。	上記27と同様の考え方とさせていただきます。
35	【P22】第2章 2(4)1 基本目標④及び関連する箇所:志木市では、美化清掃活動をしているボランティアグループに対して、資材提供や保険加入を行っている。富士見市でもこのような取組を検討した方がよい。	原文のとおりとします。	上記27と同様の考え方とさせていただきます。 なお、町会、自治会等によるクリーン作戦実施への支援としてゴミ袋の提供等を行っております。
36	【P29】第4章 3及び関連する箇所:温室効果ガス削減目標の表に、平成27年度と平成28年度の実績がないので記載した方がわかりやすい。また、平成30年度～平成34年度の具体的な数値を省いているので記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	温室効果ガス排出量は、国や県の統計資料等に基づき算定しているため、最新の実績値は平成26年度となっております。 また、平成30年度から平成34年度までの記載について、削減率だけではなく、削減値も併せて記載すべきとのご意見については、温室効果ガス排出量は「二酸化炭素トン(t-CO ₂)」と大きい単位のため、イメージのしやすい削減率のみを記載させていただきました。 なお、削減目標を達成するための1人当たりの削減量や取り組みなどは、「4削減目標達成に向けた取り組み(P30)」や「コラム(省エネ・省資源(P31))」に記載させていただいております。
37	【P30】第4章 4及び関連する箇所:緩和策と適応策を分けても、具体的なイメージが湧きにくいので、別の方法で記載した方がわかりやすい。	ご意見の内容を踏まえ、文言を追加します。	緩和策と適応策をイメージしやすくするため、「基本方針(1)資源を大切にしよう(P32～P42)」の中の取り組みについて、緩和策と適応策の区分を記載しておりますが、ご意見の内容を踏まえ、注釈を追加いたします。

38	【P32】第4章 4 基本方針(1)及び関連する箇所:既存施設の老朽化や施設の新設等によって、温室効果ガスの排出量が大きく変動するとあるが、設備を更新する際に省エネタイプを選択すれば劇的に削減できるので、その旨を記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	設備の更新には、導入するメーカーや仕様によって削減率が異なることから、費用対効果を含め、総合的な判断が必要とされることから当該表現とさせていただきます。 なお、ご意見のあった部分は、「基本方針(1) 資源を大切にしよう(P32～P42)」を推進する上で課題として掲げている部分に該当するため、今後、計画を推進する中で参考とさせていただきます。
39	【P32】第4章 4 基本方針(1)及び関連する箇所:落ち葉の話も多いが、緑の散歩道等は、雑草の引き抜きや落ち葉の掃き過ぎで、土壌流失・土壌劣化がひどくなっている。単なる見た目を重視した清掃は、単に自然破壊をしているだけ。単なる見た目のキレイと自然の知識がある見た目ではキレイの価値観が違う、その旨を記載した方がわかりやすい。(水辺環境における親水整備も同様)。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、具体的に取り組みを実施する際の重要な視点であることから、今後、計画を推進する中で参考としながら対応を図ってまいります。
40	【P32】第4章 4 基本方針(1)及び関連する箇所:志木市では、家庭ごみの減量化・資源化を図り、資源循環型のまちづくりを進めるため、落ち葉銀行を実施している。富士見市でもこのような取組を検討した方がよい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、「③資源の活用(P35)」の「落ち葉活用の推進方法を検討します」を取り組む際に参考とさせていただきます。
41	【P34】第4章 コラム:エネルギーマネジメントシステムは「EnMS」であり、環境マネジメントシステムが「EMS」であるため、記載を修正した方がよい。	原文のとおりとします。	経済産業省(資源エネルギー庁)と環境省とでエネルギーマネジメントシステムに対する表記が異なり、ご意見のあった部分は、「省エネルギーの見える化」のコラムであることから、経済産業省の表記を採用させていただきました。
42	【P35】「③資源の活用」の「公園剪定枝のチップ化」 道路の街路樹も含められないでしょうか。また、民家樹木からは通常のゴミ収集に回ってしまっていますので、チップ化支援ができませんでしょうか。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	剪定枝の活用方法につきましては、1.マルチング材としての利用、2.クッション材の原料としての利用、3.堆肥の原料としての利用などが考えられますが、道路街路樹の場合には実際に活用が可能な場所と必要量の調整などが、また、民家樹木の場合には回収又は収集方法の調整などが必要と見込まれるため、先ずはご意見のあった内容について、所管課に情報提供し、検討を働きかけていきたいと考えています。
43	【P36】「基本方針(2)温室効果ガス吸収源対策に取り組もう」の【課題】 浦和所沢バイパス、県道谷津の森公園前のほか、ふじみ野東・西の幹線市道においても、街路樹の根上がりによる歩行・自転車走行空間の凹凸発生が問題となっています。クルマから歩行・自転車へと交通手段をシフトする取り組みを阻害するもので、本計画においても指摘されるべき課題です。また、「街路樹の適正な維持管理」(55頁)だけでなく、新設時における根上がり予防を検討していくべきと思われます。	ご意見の内容を踏まえ、一部修正します。	「基本方針(2)温室効果ガス吸収源対策に取り組もう」は、大きく分けて、1.樹木等の整備・保全に関する事、2.都市緑化の推進に関する事に関する取り組みとなっているため、ご意見のあった内容のうち、街路上の根上がりによる凹凸については、「基本方針(8)快適な生活空間を創ろう(P54)」の課題として文言を追加いたします。 また、ご意見のあった街路樹の新設時における根上りの予防の検討については、「②きれいなまちづくりの推進(P55)」の「街路樹の適正な維持管理を行います」を取り組む際に参考とさせていただきます。
44	【P38】第4章 基本方針(3)及び関連する箇所:グリーン購入の費用増額の根拠等を記載した方がわかりやすい。アスクル等で購入すれば、グリーン商品と一般商品でも金額差がないものも多いため。また、設備関係のことを指すのであれば、初期の導入費用は高くても、ランニングコストを考慮してトータル的に安くなる場合も多いため。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	一般的にグリーン商品は、一般商品と比較して高い価格のため、増額が見込まれると記載させていただきました。 なお、ご意見のあった部分は、「③エコライフの推進(P40)」を取り組む際に課題として掲げている部分のため、今後、取り組む際に参考とさせていただきます。

45	【P38】「基本方針(3)ごみを減らそう」 建設分野におけるリデュースやリユースに相当するものも盛り込んだ方がいいのではないのでしょうか(リサイクルは58頁下から3行目に記載がありますが)。リフォーム、リノベーション、リファイン、長寿命化などは、官民の建築物や道路・水道等インフラ施設で既に取り組みられています。経済合理性や財政状況への対応という観点からだけでなく、環境問題の観点からも推進すべきものと思われま	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見にもあるとおり、公共工事以外の建設分野においても、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進していくことは環境施策上重要なことと考えていますが、まずは、建設リサイクル法の普及啓発を徹底し、次のステップとしてご意見のあった内容を適切に対応することができるよう検討していきたいと考えています。
46	【P41】「自転車利用者に配慮した交通インフラの整備を推進します。」 既存のサイクリングコースを自転車の交通インフラとして活用することも必要かと思えます。特に「ららぽーと富士見」や中央図書館等公共施設への行き来は、既存のサイクリングコースが担えると思われま。そのためには、新河岸川については富士見川越バイパスと交差する第一新河岸橋より南、江川については(山崎公園付近は照明が既にあるので)健康増進センターより東に道路照明が必要です。志木市は堤防の外側から堤防上に照明の光を当てています(新河岸川左岸袋橋～いろは橋、志木高校付近)。景観に配慮しつつ、照明柱に商業バナー広告や自転車来店ポイント付与のためのタッチ端末を設置できるようにし、財源を確保してはどうでしょうか。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、今後、計画を推進する中で参考とさせていただくとともに、所管課に情報提供し、検討を働きかけていきたいと考えています。
47	【P42】「③スマートムーブの推進」 「ららぽーと富士見」が電車・バスでの来店者に対して、交通ICカードを活用したポイントの付与を行っています。他の商店街や、市外からの利用も多い(多くなる)キラリ☆ふじみ・歴史公園・青年の家跡地新施設にも端末を設置し、これに参加してはどうでしょうか。また、サイクリングコースを経由しての本市への訪問と消費にポイントを付与できないでしょうか。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	本市では、県と協働し、通信機能付き歩数計やウェアラブル活動量計、スマートフォンアプリを使って手軽に健康づくりを実践することのできる事業を行っていることから、ご意見のあった内容と関連する部分もありますので、所管課に情報提供し、検討を働きかけていきたいと考えています。
48	【P44】第4章 基本方針(5) 及び関連する箇所:野鳥等へのエサやり防止については記載した方がよい。現在の主流となっているため。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	特に、野鳥への給餌は法令による規制もないため、上記39と同様、今後、計画を推進する中で参考としながら対応を図ってまいります。
49	【P44】第4章 基本方針(5) 及び関連する箇所:野鳥のヒナを拾わない事についても記載した方がよい。現在の主流となっているため。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	県では、落ちたヒナをそのままにしておくこと、また、ヒナを拾っても元に戻すことを啓発しています。ご意見のあった内容については、「②生態系の保全(P45)」の「在来の野生動植物の保護に努めます」の中で対応を図ってまいります。
50	【P47】第4章 基本方針(6) 及び関連する箇所:くず麦の農家組合長とはどういう立場の方が記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、資料編の「用語の解説」に掲載させていただきます。 なお、農家組合長とは、地域(集落)の農家の代表者として、地域農家の統率、農業関係の情報伝達、配分等を行っている方たちでございます。
51	【P48】「①生物多様性の保全」の「地域の生態系保持に向けた農地・農業地域の保全・支援を行います」 生態系保持だけでなく、景観保全の観点からも農地の保全を行うべきではないのでしょうか。富士見川越バイパス沿道や水谷柳瀬川ゾーンの農地においては産業誘致の気運が高まっているようですが、それぞれ「ららぽーと富士見」や柳瀬川駅から人々を農業地域(地産地消につながる観光としての農業)に呼び込む際の「玄関」に位置しています。この玄関で見えるのが工場・倉庫群というのも醒めてしまう感があります。既存のサイクリングコースや砂川堀・柳瀬川の堤防・旧河道、農道を活かしながら自転車ルートを確認し、その両側の農地を保全し、さらに植樹や壁面緑化によってその奥の工場・倉庫群をうまく隠せばいいと思えます。レンタサイクル(P33)も加えれば、クルマに頼らない市内回遊のための「水と緑と自転車の回廊」を提供できるのではないのでしょうか。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、今後、計画を推進する中で参考とさせていただくとともに、所管課に情報提供し、検討を働きかけていきたいと考えています。

52	【P50】第4章 基本方針(6) 及び関連する箇所:農業マップと具体的に何か記載した方がわかりやすい。作付マップなのか、直売所マップなのか、それ以外のものかわかりにくいいため。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、資料編の「用語の解説」に掲載させていただきます。 なお、農業マップとは、地産地消を促すため、市内で生産される「新鮮で安全・安心な農作物(直売所、農業関連イベント)」を紹介した資料となっています。
53	【P50】「農業マップを活用して地産地消を啓発します」紙媒体(PDF)で提供されていますが、地図サイトとの連動や最新情報の逐次提供に弱い面があり、市外から買物やお勤めにいらっしゃる方には配布場所との接点も少ないです。今後は、富士見市観光アプリ「ココシル☆ふじみ」などネット媒体をメイン考えた方がよいと思います。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、今後、計画を推進する中で参考とさせていただくとともに、所管課に情報提供し、検討を働きかけていきたいと考えています。
54	【P52】① 水辺環境の保全と活用 「富士見市の公共用水域とその周辺の水辺環境は、治水の役割を果たしているとともに、ミニマムな生態系や自然的な景観を形成しています。きれいな水と水辺環境を守り、その効用を図ります。」とあります。 1.公共用水域とは、具体的に何を指すのか、教えてください。 2.富士見市でも数年前から、これまで浸水の危険性が少ない地域で水害被害が発生しています。治水の働きを果たしていない事象が、繰り返し発生していますので、P54「快適な生活をおくれるまちを目指します」に、掲載するようお願いいたします。	原文のとおりとします。	1. 公共用水域とは、水質汚濁防止法に定められた公共利用のための水域で、河川、湖沼、港湾、灌漑用水、調整池等を指しており、本市では新河岸川、柳瀬川等が該当いたします。 なお、資料編に「用語の解説」として掲載させていただきます。 2. 台風の巨大化や集中豪雨により、ご意見にもあるとおり、本市においても水害による被害が発生しています。こうしたことから、本市では、より効果的に施策・取り組みを実施するため、地球温暖化の防止に関する事項は本計画の中で、治水等の水害に関する事項は「地域防災計画」の中で対応することとしております。
55	【P55】「①公園・緑地等の整備」 「サイクリングコースの整備・維持管理」があった方がいいです。規模も大きく、多くの市民が水辺のサイクリングや散策を楽しんでおり、市民協働によるコスモス街道づくりの活動もあります。なお、利用者が多く自転車と歩行者の共存が難しくなっている点も課題として挙げられるので、長期的な河川改修の中で、拡幅したりコースの対岸側の堤防も整備したりすることも必要と思われます。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	ご意見のあった内容については、「基本方針(7)水環境を大切にしよう」の「①水辺環境の保全と活用(P52)」を取り組む際に参考とさせていただくとともに、県との協議の中でも検討してまいります。
56	【P55】「②きれいなまちづくりの推進」 1.幹線道路や鉄道敷地に面した設備・建物に対する落書き対策について言及すべきかと思います。落書きと不法投棄は誘発し合っている傾向があります。 2.つるせ台地区などで取り組まれている、生垣を設置する「建築協定」も宅地開発において推進すべきものとして加えてはどうでしょうか。	原文のとおりとし、貴重なご意見として承ります。	2の生垣については、建築主や設計者の意匠や立地条件などに左右されるため、課題は多くあると考えますが、ご意見のあった2つの内容については、今後、計画を推進する中で、所管課に情報提供し、検討を働きかけていきたいと考えています。
57	【P60】第4章 基本方針(10) 及び関連する箇所:富士見市役所自身が環境ビジネスを導入するのか、導入を支援するのか、記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとします。	導入の支援を想定していますが、わたしたちのまわりを取り巻く環境は日々変化していくことから、民間事業所との連携を含め、環境ビジネスの導入についても様々な検討をしていきたいと考えています。

58	【P64】第4章 基本方針(12) 及び関連する箇所: 実行施策は、環境基本計画と別に計画が作られるのか、またその目標数値等の設定はいつ決まるのか、記載した方がわかりやすい。目標の達成状況についての評価・結果もいつ公表するのか、記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとします。	本計画を着実に達成するためには、時代の変化に合わせて適切な実行施策(本計画の取組内容に基づく実践行動を指します。)を実施することが重要であるため、個別に計画を定めるのではなく、毎年度、富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会等との協議を行いながら実施していく必要があると考えています。 なお、ご意見のあった目標数値等の設定及び目標の達成状況については上記3及び上記5と同様の考え方でさせていただきます。
59	【P65】第4章 基本方針(12) 及び関連する箇所: 富士見市環境施策推進市民会議や環境審議会による「各主体の相互活動」とは具体的に何か記載した方がわかりやすい。	原文のとおりとします。	上記6と同様の考え方でさせていただきます。 なお、それぞれにおける各主体とは市民・事業者・行政を指しております。